

平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第39号

平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前				
<p>（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（13） 略 <u>（14） 行政職5級以下職員 平成18年改正条例附則第7条第1項に規定する行政職5級以下職員をいう。</u> <u>（15） 行政職6級以上職員 平成18年改正条例附則第7条第1項に規定する行政職6級以上職員をいう。</u></p> <p>（平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員等） 第3条 平成18年改正条例附則第7条第1項の行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるもの（以下「行政職5級以下対応職員」という。）は、次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、当該適用を受ける給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給のものとする。</p> <table border="1"><tr><td>公安職給料表</td><td>4級1号給から6級85号給まで</td></tr><tr><td>教育職給料表</td><td>2級25号給から特2級109号給まで</td></tr></table>	公安職給料表	4級1号給から6級85号給まで	教育職給料表	2級25号給から特2級109号給まで	<p>（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（13） 略</p> <p>（平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職務の級及び号給等） 第3条 平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職務の級及び号給は、職員の旅費等に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）第15条第2項の規定により、行政職給料表による3級から9級までの職務の級及び号給とみなして同条第1項の規定の適用を受ける職員の職務の級及び号給とする。</p>
公安職給料表	4級1号給から6級85号給まで				
教育職給料表	2級25号給から特2級109号給まで				

(1)	
教育職給料表	2級37号給から特2級109号給まで
(2)	
研究職給料表	2級25号給から3級101号給まで
医療職給料表	1級13号給から4級53号給まで
(1)	
医療職給料表	3級5号給から5級85号給まで
(2)	
医療職給料表	3級5号給から5級93号給まで
(3)	
海事職給料表	3級1号給から4級89号給まで

2 平成18年改正条例附則第7条第1項の行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職6級以上職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるもの(以下「行政職6級以上対応職員」という。)は、次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、当該適用を受ける給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給のものとする。

公安職給料表	7級1号給から9級37号給まで
教育職給料表	3級1号給から4級49号給まで
(1)	
教育職給料表	3級1号給から4級49号給まで
(2)	
研究職給料表	4級1号給から5級65号給まで
医療職給料表	6級1号給から7級45号給まで
(2)	
医療職給料表	6級1号給から7級53号給まで
(3)	
海事職給料表	5級1号給から73号給まで

3 略

(平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(行政職5級以下職員及び行政職5級以下対応職員にあっては当該額に1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割

2 略

(平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が前条第1項に規定する職務の級及び号

合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)とし、行政職6級以上職員及び行政職6級以上対応職員にあっては当該額に1,000分の936(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)とする。)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

(1)~(9) 略

- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額(行政職5級以下職員及び行政職5級以下対応職員にあっては当該額に1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)とし、行政職6級以上職員及び行政職6級以上対応職員にあっては当該額に1,000分の936(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)とする。)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

(平成18年改正条例附則第7条第3項の規定による給料の支給)

第5条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(行政職5級以下職員及び行政職5級以下対応職員にあっては当該額に1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、

給であるもの(以下「行政職3級以上相当職員」という。)にあっては、当該額に1,000分の965を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

(1)~(9) 略

- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額(行政職3級以上相当職員にあっては、当該額に1,000分の965を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

(平成18年改正条例附則第7条第3項の規定による給料の支給)

第5条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(行政職3級以上相当職員にあっては当該額に1,000分の965を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じた

その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とし、行政職6級以上職員及び行政職6級以上対応職員にあっては当該額に1,000分の936（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。ただし、人事委員会の定める職員にあっては人事委員会の定める額とする。）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第3項の規定による給料として支給する。

2 略

ときはこれを100円に切り上げた額）とし、人事委員会の定める職員にあっては人事委員会の定める額とする。）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第3項の規定による給料として支給する。

2 略

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。